

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年7月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 2400043 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第 2400024 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2. 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 63 年 3 月 31 日まで在籍し、同年 3 月分の給与支給明細書において、厚生年金保険料として 1 万 3,640 円が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では同社に係る資格喪失年月日は同年 3 月 31 日となっており、請求期間の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継会社である B 社の回答及び同社から提出された請求者に係る人事記録により、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険料率の改正及び請求者の標準報酬月額の改定又は決定に伴い、厚生年金保険料の変更が必要となった場合、変更後の厚生年金保険料は、いずれの場合も、変更した月の翌月分の給与において控除されていることが、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる上、複数の同僚は、請求期間当時、A社における厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答していることから、同社の厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認され、請求者から提出された昭和 63 年 3 月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は同年 2 月分であり、同年 4 月分の給与支給明細書において厚生年金保険料は控除されていないため、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは認められない。

また、B 社は、請求期間に係る厚生年金保険料を A 社が請求者に支払った給与から控除したか否かについては、不明である旨回答している。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、厚生年金基金の資格喪失年月日は昭和 63 年 3 月 31 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。